

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2021(令和3)年度
10号(通算398号)
(令和4年2月1日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

- I. 障害福祉制度・施策関連情報
1. 【全社協・施設協連絡会】「エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望」を提出 1
 2. 【厚労省】事務連絡「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について」 2
 3. 【厚労省】「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」支給の実施について 3
 4. 【国税庁等】インボイス制度に関する情報提供について 3
 5. 【厚労省】マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申し込みに関する情報提供について 4
- II. その他の関連情報
1. 【全社協】「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」のご案内 5
 2. 【全社協】損害保険ジャパン株式会社「令和3年度ふくしの保険セミナー」のご案内 6
 3. 【JDF】「日本障害フォーラム(JDF) 報告会《Part 1》障害者権利条約の対日審査に向けて」のご案内 7
 4. 【国交省】令和3年度自動車事故対策費補助金(介護職員等緊急確保事業)の二次公募を開始(締切:令和4年2月4日(金)) 8
 5. 【文化庁等】「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル in 近畿ブロック&グランドフィナーレ」のご案内 8

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【全社協・施設協連絡会】「エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望」を提出

全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、1月25日、厚生労働大臣宛に「エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望」を提出しました。新型コロナウイルス

スにより、各地の福祉施設・事業所で福祉サービスの提供の継続に支障をきたす事態が生じているなか、感染者が急増している地域においても、必要な福祉サービス提供体制を確保するための支援を要望しています。

要望の詳細については、以下をご確認ください。

1. 子ども・子育て、高齢者、障害者等の支援継続のため、医療従事者と同等に福祉従事者の待機期間中の勤務を認め、PCR検査等の実施を支援してください

濃厚接触者である医療従事者については、濃厚接触者の待機期間中であっても、毎日業務前の検査での陰性確認など、要件を満たせば、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができるとされています。

私たち福祉従事者は、医療従事者とともに、人々の生活に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーであり、濃厚接触者の待機期間について、緊急的な対応として、医療従事者と同等の取り扱いを沖縄県以外の地域においても認めていただくようお願いいたします。

また、同取り扱いの前提となる、すべての福祉施設・事業所におけるPCR検査等の実施について、各自治体での体制強化と検査の費用やキット提供に対する支援をお願いいたします。

2. 高齢者、障害者等の支援者とともに、保育士等のすべての福祉従事者をエッセンシャルワーカーとして明確化してください

基本的対処方針では、事業の継続が求められる関係者として、保育所・保育士等が明記されておられません。保育所等は、他のエッセンシャルワーカーの子どもの保育を担い、ひとたび休止することがあれば、エッセンシャルワーカーの勤務が困難となり、社会機能を維持することができなくなります。保育所等をはじめ、社会養護施設、救護施設等のすべての福祉施設は事業の継続が求められる事業者であり、そこで働く者は、エッセンシャルワーカーであることを明確化するとともに、急務である優先的なワクチンの追加接種の対応も含め、すべての福祉施設と従事者を社会機能維持者として対応していただくよう、お願いいたします。

2. 【厚労省】事務連絡「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について」

厚生労働省は、令和4年1月31日に事務連絡「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について」を都道府県宛に発出しました。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、1月26日に同課から発出された事務連絡により、実施要綱等の案が示され、障害福祉関係サービス事業者等は都道府県知事に対して賃金改善開始の報告を行うこととされています。本事務連絡では、当該報告に係る様式例や報告の提出に係る留意点について示されています。

なお、令和4年1月28日には、事務連絡「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る障害福祉サービス事業所等向けリーフレット及びコールセンターの設置について」が発出されており、リーフレットを活用した障害福祉サービス事業所等への本交付金の周知やコールセンターでの問い合わせ対応について示されています。

賃金改善開始の報告に係る様式例および障害福祉サービス事業所等向けリーフレットについては、添付資料をご確認ください。

※コールセンターのお問い合わせ先については、リーフレットに掲載しております。

3. 【厚労省】「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」支給の実施について

厚生労働省には、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所や小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主への助成金（小学校休業等対応助成金）、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金（小学校休業等対応支援金）の支給を実施しております。

本事業の申込期限は令和4年5月31日であり、令和4年1月1日～令和4年3月31日までの休暇取得分が対象となります。

詳細については、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

4. 【国税庁等】インボイス制度に関する情報提供について

第7号でもご案内しておりますが、インボイス制度については、令和3年10月1日より登録が開始され、令和5年10月1日に施行されます。インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみがインボイスを交付することができ、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度開始に向け、国税庁や財務省、中小企業庁では、適格請求書発行事業者の登録申請手続きや制度の概要、免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応、中小企業に向けた支援措置などについて情報提供をしております。

詳細については、下記国税庁、財務省、中小企業庁ホームページをご確認ください。

○適格請求書発行事業者の登録申請手続きや制度の概要など（インボイス制度特設サイト）

【国税庁 HP】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

※公正取引委員会、中小企業庁、国土交通省においても同内容を掲載しております。

○生産性革命推進事業のご案内（中小企業に向けた支援措置）

【中小企業庁】 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

5. 【厚労省】マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申し込みに関する情報提供について

第2号でもご案内しておりますが、マイナンバーカードを取得することで、本人確認書としての利用、各種証明書のコンビニでの取得、e-Taxによる確定申告での利用などが可能となり、大きなメリットのあるカードとなっています。さらに、令和3年10月より健康保険証としての利用、薬剤情報や特定健診情報の確認、12月20日より新型コロナウイルス接種証明書の電子交付（年内開始予定）としても使用可能となり、そのメリットはさらに拡大していく予定とされております。

こうしたことから、厚生労働省では、福祉施設等に対して、職員等のマイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申し込みの促進について呼びかけを行っています。

詳細については、下記の「マイナンバーカードのメリット拡大および取り組み事例」をご確認ください。

「マイナンバーカードのメリット拡大および取り組み事例」

1. マイナンバーカードのメリット拡大について

(1) 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）が本格運用を開始しました。また、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となります。なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省ホームページ（※1）で公開しております。

(2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル（※2）で、自分の薬剤情報や特定健診情報等（※3）の閲覧が可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されております。

(3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

令和3年12月20日から、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

【厚生労働省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

※2 【マイナポータル特設ページ】 <https://myna.go.jp/>

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したのものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

2. マイナンバーカードの取得促進に向けた取組事例

(1) 自治体との連携（金沢国税庁 魚津税務署）

概要：ショッピングセンターにおいて、e-Tax等関連イベントに合わせ、買い物客を対象としたマイナンバーカード申請窓口を開設した。

効果：買い物客約40人がマイナンバーカードの申請を行った。申請者からは、買い物ついでに申請ができてよかったといった声が寄せられた。

(2) 広報誌・機関誌等による周知(例:経済産業省所管業種)

概要:月刊誌にマイナンバーカードの利便性等に関する記事を投稿することにより、マイナンバーカードの取得について呼び掛けを行った。

効果:記事投稿により、会員の認知度向上に寄与した。

(3) 独自の取り組み(例:金融庁所管業種)

概要:業界団体において、マイナンバーカードの専用ケースを作成し、会員を通じて従業員や顧客等に配布。入社時研修において、新入社員に会社へのマイナンバー提供依頼と合わせて、マイナンバーカード取得の案内・周知を実施。

効果:専用ケースの配布や入社時研修の実施により、マイナンバーカードの認知度・取得意欲が高まった。

II. その他の関連情報

1. 【全社協】「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」のご案内

全社協では、令和4年1月に障害福祉施設・事業所における虐待防止研修を推進するため、「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」を作成しました。

福祉施設従事者等による障害者虐待が依然として報告されるなか、障害福祉施設・事業所においては、令和4年度から従事者への研修実施や体制整備が義務化され、取り組みが強化されます。これまで全社協では、障害福祉施設や厚生事業関係施設等における虐待防止を徹底するために、「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)」と、チェックリストを活用した研修プログラムや研修方法をまとめた「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」を作成し、施設・事業所等で広く活用いただいています。

このうち、ガイドブックについては平成25年3月に「暫定版」を作成しておりましたが、その後、障害者権利条約の批准や関係法令・施策の整備等が図られたことから、令和元年11月にガイドブックの改訂作業委員会(委員長:石渡 和実 東洋英和女学院大学名誉教授)を設置し、学識者や障害関係種別協議会等の協力を得ながら内容の見直しを進め、このたび新たに「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」をとりまとめました。

施設・事業所の経営者・施設長や、研修を企画する職員の皆さまにご活用いただき、虐待防止に関わる研修の実施や体制の整備・充実を推進していただけたら幸いです。

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」

(1) 主な構成

- I. 障害者福祉施設等における虐待防止の取り組みの必要性
- II. 障害者虐待防止研修プログラムに取り組むにあたって
- III. 障害者虐待防止研修プログラムの全体像
- IV. 障害者虐待防止研修プログラム
 - 第1章 障害者虐待の基礎的な理解
 - 第2章 虐待防止のための取り組みを学ぶ
 - 第3章 虐待の早期発見、発生時の対応
 - 第4章 まとめ



(2) 入手方法

本ガイドブックや「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)」は、下記全社協ホームページよりダウンロードできます。

【全社協HP】 <https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigy/research/2021/220201guide/index.html>

【お問い合わせ先】

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部(担当:薄井、加藤、桑原)

TEL: 03-3581-6502 FAX: 03-3581-2428 E-mail: z-shogai@shakyo.or.jp

2. 【全社協】損害保険ジャパン株式会社「令和3年度ふくしの保険セミナー」のご案内

全社協「ふくしの保険」の引受損害保険会社である損害保険ジャパン株式会社では、「令和3年度ふくしの保険セミナー(オンライン)」を開催します。

今回は、「新型コロナウイルス感染症に対する福祉施設のためのリスクマネジメント」をテーマに、新型コロナウイルス感染症に対し、これまでのリスク管理体制や対策に不十分な点等がないかについて事例を交えつつ振り返ります。

本セミナーの詳細については、下記概要をご確認ください。

「令和3年度ふくしの保険セミナー」

(1) 日程

第1回: 令和4年2月8日(火) 10:00~12:30

第2回: 令和4年2月9日(水) 15:00~17:30

(2) 定員

各回とも500名(先着順、ただし1法人2申込まで)

(3) 内容

①はじめに~リスクマネジメントの基本的な考え方と利用者・職員等への法的責任の関係~

②リスク管理体制と対策を振り返る

①リスクアセスメントの考え方とその手法、②リスク対応の考え方とその手法、

③リスク管理体制の運営

③全社協保険制度のご紹介

(4) 講師

SOMPO リスクマネジメント株式会社医療・介護コンサルティング部

上席コンサルタント宮本 薫 氏

(5) 参加費

無料

(6) 実施方法

オンライン開催 (Zoom)

(7) 申込方法

下記参加受付フォームから申し込みください。

<https://www13.webcas.net/form/pub/1/1>

(8) 申込期日

令和4年2月1日(火) 17:00まで

【お問い合わせ先】

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課 (担当: 宮原、佐々木)

TEL: 03-3349-5137

3. 【JDF】「日本障害フォーラム (JDF) 報告会《Part 1》障害者権利条約の対日審査に向けて」のご案内

日本障害フォーラム (JDF) では、「日本障害フォーラム (JDF) 報告会《Part 1》障害者権利条約の対日審査に向けて」をオンラインにて開催します。

本報告会では、令和4年8月～9月に開催を予定している障害者権利条約の日本における初審査へ向け、JDF が取りまとめている事前質問事項政府回答への意見や、関連する各地域の取り組みについて紹介し、現在の課題と今後の条約実施への論点について共に考えることを目的に開催します。

本研修会の詳細については、下記概要および JDF ホームページをご確認ください。

「日本障害フォーラム (JDF) 報告会《Part 1》 障害者権利条約の対日審査に向けて」

(1) 日程

令和4年3月8日(火) 13:00～15:00

(2) プログラム

○開講挨拶、趣旨説明と活動報告「対日審査に向けた JDF の取り組み」

佐藤聡 JDF パラレルレポート特別委員会事務局長

○報告「事前質問事項政府回答に関する JDF 意見について」

- ・手話言語について (1～4条) 中西久美子 (全日本ろうあ連盟)
- ・障害のある女性 (6条) 南由美子 (全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- ・危険な状況及び人道上的緊急事態 (11条) 池田幸英 (全国脊髄損傷者連合会)
- ・個人をそのままの状態で保護すること (17条)

藤原久美子 (DPI 女性障害者ネットワーク)

- ・労働及び雇用 (27条) 田中伸明 (日本視覚障害者団体連合)

○指定発言「各地域の取り組み」

①手話言語に関する地域の取り組み (予定)

②優生保護法訴訟神戸地裁に関する取り組み

住田理恵 (兵庫ピープルファースト、NPO 法人遊び雲)

③徳島県鳴門市での就労支援の取り組み

安藝風吹 (サポートきらり利用者)、梶原啓子 (支援者)

(3) 参加費

無料

(4) 実施方法

オンライン開催 (Zoom ウェビナー)

(5) 申込方法

下記 JDF ホームページをご参照ください。

<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/seminar/20220308/index.html>

(6) 申込期日

令和4年3月4日 (金)

【お問い合わせ先】

日本障害フォーラム (JDF) 事務局

TEL : 03-5292-7628 FAX : 03-5273-0601 E-mail : jdf_info@dinf.ne.jp

4. 【国交省】令和3年度自動車事故対策費補助金(介護職員等緊急確保事業)の二次公募を開始(締切:令和4年2月4日(金))

国土交通省は、令和3年度自動車事故対策費補助金(介護職員等緊急確保事業)の第二次公募が開始しました。

新型コロナウイルスの感染者が増加するなか、自動車事故による重度後遺障害者に対し介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者については、経営圧迫や人材不足等により十分な介護サービスを提供できなくなるという懸念があります。

本事業では、そのような状況の中、障害福祉サービス事業者の人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害を負われた方やそのご家族が安全・安心な日常生活を送れることを目的としています。

本事業の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

【国土交通省 HP】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000482.html

5. 【文化庁等】「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル in 近畿ブロック&グランドフィナーレ」のご案内

「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」は、文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会、日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルに向けた全国会議を主催とし、令和2年より全国各地で開催しております。

本フェスティバルは、「日本人と自然」を障害者の視点を通じて国内外に発信する文化芸術フェスティバルであり、令和3年度は10月から12月に東北ブロック(岩手)、関東・甲信ブロック(埼玉・山梨)で開催され、このたび令和4年2月6日～3月21日に近畿ブロック(滋賀)でグランドフィナーレが開催されます。

詳細については、下記日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルホームページをご確認ください。

【日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル HP】 <https://artbrut-creation-nippon.jp/2022shiga/>